

指定避難所運営マニュアル
(概要版) に関するよくある質問
(FAQ)

令和元年9月
名古屋市防災危機管理局

目次

● はじめに

1 基本的な考え方・用語（P4～8）

番号	内容
Q1	どういふところが避難所に指定されているのですか？
Q2	大きな地震が起きた場合は、どこに避難すればよいのですか？
Q3	避難所は、誰が開設するのですか？
Q4	なぜ避難者による自主運営が必要なのですか？
Q5	「要配慮者」とはどのような人のことなのですか？
Q6	「自主防災組織」とはどのような組織なのですか？
Q7	「災害救助地区本部」とはどのような組織ですか？
Q8	「自主防災組織」「災害救助地区本部」は「避難所」とどう関係してくるのですか？
Q9	自主防災組織や災害救助地区本部、避難所管理組織は、同じ人が兼ねてもよいのですか？
Q10	市立小中学校は、指定緊急避難場所なのですか？指定避難所なのですか？
Q11	町内会に入っていない人や他の学区の人、帰宅困難者等も避難すると思いますが、対応しないといけないのですか？
Q12	住民全員が避難所に入れるのですか？
Q13	避難所外避難者（車中泊や在宅避難など）に備蓄物資を渡してよいのですか？
Q14	小学校に車で避難してよいのですか？
Q15	ペットと一緒に避難してきた場合、受け入れてよいのですか？
Q16	特設公衆電話とは何ですか。

2 指定避難所の設備と備蓄物資（P8）

番号	内容
Q17	避難所にはどれくらいの食料が備蓄されているのですか？

Q18	避難所のトイレは使えないのですか？
Q19	施設の備品は使用できるのですか？

3 開設と運営の流れ（P9～10）

番号	内容
Q20	「避難所のリーダーである代表管理者」とありますが、誰のことなのですか？
Q21	なぜ避難所管理組織をあらかじめ決めておくのですか？
Q22	避難所管理組織の班体制は、誰がどのように決めるのですか？
Q23	避難所を開設したらまず最初にすべきことは何ですか？
Q24	誰が避難所の鍵を開けられるのですか？
Q25	誰が施設の安全確認をするのですか？
Q26	なぜ避難スペースのレイアウト作りが必要なのですか？
Q27	なぜ受付が必要なのですか？

4 避難者を受け入れた後の運営（P11～12）

番号	内容
Q28	「共同生活のルール」とありますが、どうやって決めるのですか？決まりがあるのですか？
Q29	「新聞の貼り出し」とありますが、どうやって入手するのですか？
Q30	「デジタル移動無線」は、どうやって使うのですか？
Q31	「災害用トイレ」や「食料」、「毛布」は、どこにあるのですか？
Q32	災害用トイレは、どうやって組み立てるのですか？
Q33	傷病者が避難所に来た場合、こういった対応をすればよいのですか？
Q34	より詳しく避難所運営について学んだり、訓練を実施したりするには、どうしたらよいのですか？

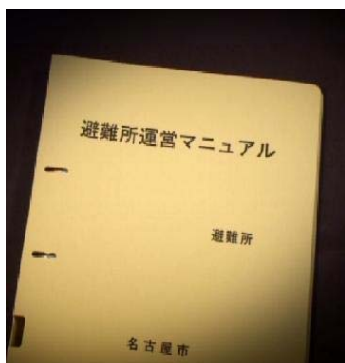
※この冊子で「避難所」とあるのは、「指定避難所」を指します。

はじめに

本書は、「指定避難所運営マニュアル（概要版）」を読んだ方や避難所の訓練等に参加した方から、よく質問いただく内容をまとめたものです。避難所運営について考え始めた地域の皆様を対象に、「指定避難所運営マニュアル」の理解を促進するために作成しております。

また、本市では、以下のとおり避難所運営を支援するためのマニュアル等を作成しております。

○ 指定避難所運営マニュアル



指定避難所運営マニュアルは、避難所の開設からその後の運営について、本マニュアルを参考にしながら効率的に行うことができるよう、手順や様式などが掲載されています。

○ 指定避難所運営マニュアル（概要版）



指定避難所運営マニュアル（概要版）は、市立小学校が避難所となった場合を想定し、あらかじめ知っておいていただきたいことや避難所の開設・運営の流れをまとめたものです。

○ 「指定避難所の開設・運営」映像



避難所開設までの流れや実際の運営方法など、紙面のマニュアルだけではイメージしづらい部分をより効果的に理解していただけるよう制作したものです。

【避難所の運営について（市ウェブサイト）】

<http://www.city.nagoya.jp/bosaikikikanri/page/0000045322.html>



1 基本的な考え方、用語

Q1

どういったところが避難所に指定されているのですか？

A1

市立小中学校等が避難所として指定されています。お近くの避難所の場所は、「ナゴヤ避難ガイド」等でご確認ください。



【指定緊急避難場所・指定避難所の指定について（ナゴヤ避難ガイド）（市ウェブサイト）】

<http://www.city.nagoya.jp/bosaikikikanri/page/0000090892.html>



Q2

大きな地震が起きた場合は、どこに避難すればよいのですか？

A2

津波のおそれがあり、浸水想定区域にいる場合には、まずは早期に浸水想定区域外に避難してください。間に合わない場合、津波避難ビルへ避難してください。

津波のおそれがない場合、余震が続き、避難が必要であれば、小中学校グラウンド等の地震に対応した指定緊急避難場所へ避難してください。

Q3

避難所は、誰が開設するのですか？

A3

区本部長（区長）が、施設管理者等に連絡をして、災害救助地区本部委員、市職員及び施設管理者の協力により、避難所を開設します。

Q4
なぜ避難者による自主運営が必要なのですか？

A4
避難所は、避難者が生活する場です。自分たちの生活の場は、自分たちで管理、運営することが自然であり、それは平常時でも非常時でも同様です。
円滑な避難所運営には、避難者全員で協力して運営していくことが重要です。

Q5
「要配慮者」とはどのような人のことなのですか？

A5
災害対策基本法では「高齢者、障害者、乳幼児その他特に配慮を要する者」とされており、アレルギー疾患のある方や外国人等も要配慮者に含まれます。
(指定避難所運営マニュアル(概要版)P9参照)

Q6
「自主防災組織」とはどのような組織なのですか？

A6
自主防災組織とは、町内会・自治会単位で結成された住民の組織です。命を守り、大規模災害による被害を軽減するための活動をします。具体的には、地域における安否確認や、初期消火、避難誘導等を行います。

Q7
「災害救助地区本部」とはどのような組織ですか？

A7
災害救助地区本部とは、学区単位で組織された区本部(区役所)を補助する住民の組織で、災害対策委員(区政協力委員)と市長に委嘱された住民により構成され、原則、市立小学校に設置されます。
行政と地域をつなぎ、学区内の地域防災活動を統括します。具体的には、学区内の被害情報を収集し、区本部(区役所)に情報を伝達するとともに、その情報をもとに、救援物資等を区本部(区役所)へ要請します。

Q8

「自主防災組織」「災害救助地区本部」は「避難所」とどう関係してくるのですか？

A8

自主防災組織は町内会・自治会単位で結成されており、それぞれの地域で活動等を行い、災害救助地区本部は、行政と地域をつなぎ、情報収集や伝達を担う拠点として、学区内の自主防災組織や各避難所からの情報を取りまとめます。

避難所は、避難者により避難所管理組織を組織して自主運営を行います。災害救助地区本部を通して、区本部（区役所）へ避難状況や必要物資などを報告します。

Q9

自主防災組織や災害救助地区本部、避難所管理組織は、同じ人が兼ねても良いのですか？

A9

特定の方が、様々な役割を兼ねていることがありますが、いざという時に円滑に対応するためには、役割を兼務せず、事前に分担しておくことが理想です。

役割を兼ねている場合は、どの役割を優先し、他の方に何を任せるのかについて地域ごとに日頃から話し合う必要があります。

Q10

市立小中学校は、指定緊急避難場所なのですか？指定避難所なのですか？

A10

一部を除き、両方に指定されています。

震度5強以上の地震の発生や避難情報が発令されたときなど、区本部長（区長）が施設管理者等の協力により、指定緊急避難場所として開設し、緊急避難を行えるようにします。ただし、避難情報が発令される前に自主的な避難を希望する場合は、事前に区本部（区役所）に開設状況を確認しましょう。

災害のおそれがなくなったあと、自宅が被災して帰宅できない避難者が生じたときは、指定避難所として開設されます。

Q11

町内会に入っていない人や他の学区の人、帰宅困難者等も避難すると思いますが、対応しないといけないのですか？

A11

町内会の加入の有無や居住地にかかわらず、自宅で生活できる人は自宅に戻るよう促し、自宅で生活できない住民は避難者として受け入れをお願いします。

また、名古屋駅や金山駅周辺地区では、帰宅困難者を一時的に受け入れるための退避施設を設定するなど、対策を進めています。

Q12

住民全員が避難所に入れるのですか？

A12

避難所は、自宅が被災して帰宅できない方が一定期間、避難生活を送るためのところであるため、住民全員が避難することは想定していません。
自宅が安全な場合は、自宅で生活していただくようお願いします。

Q13

避難所外避難者（車中泊や在宅避難など）に備蓄物資を渡してよいのですか？

A13

避難所外避難者としてご登録いただいた上で、食料等を配布してください。被災者によっては、事情があり車中で寝泊まりすることや、自宅で寝泊まりすることはできても、断水等により炊事ができないことがあったり、物流が寸断されて食料が買えなかったりすることがあるためです。
（指定避難所運営マニュアル（概要版）P4参照）

Q14

避難所に車で避難してよいのですか？

A14

車両による避難は原則禁止です。駐車場等のスペースの利用については、普段からの避難所運営についての話し合いの中で、あらかじめ施設管理者へ確認しておきましょう。

Q15

ペットと一緒に避難してきた場合、受け入れてよいのですか？

A15

市立小中学校においては、原則、ペットとの同行避難が可能です。ただし、他の避難者の理解が得られない場合は、受入れを不可とすることもあるので避難所管理組織で話し合い、受入れ可否を検討してください。

Q16

特設公衆電話とは何ですか。

A16

特設公衆電話は、NTTが避難所に設置する発信専用の公衆電話であり、避難者が家族の安否確認等に利用するものです。市立小中学校には事前に整備されており、NTTによる設置を待たずに避難者が利用できます。

一般回線より優先的に発信可能なため、一般の電話が制限される中でもつながりやすく、無料で利用することができます。

2 指定避難所の設備と備蓄物資

Q17

避難所にはどれくらいの食料が備蓄されているのですか？

A17

津波及び洪水浸水が想定される学区の避難所には、受け入れ可能人員に対する概ね3日分、その他の避難所には、概ね1～2日分の食料を基準に備蓄しています。

なお、避難所には、自宅が被災して生活できない避難者のための最低限のものを備蓄しています。各個人や家庭で7日分を目安に準備し、そのうち3日分を非常持出品として避難所へ持参いただくようお願いします。

Q18

避難所のトイレは使えないのですか？

A18

トイレの使用可否については、施設内設備の被害状況を確認の上、判断してください。

使用できない場合は、仮設トイレ（くみ取り式・下水道直結式）を組み立てたり、既設のトイレで簡易パック式トイレを使用したりしてください。

（指定避難所運営マニュアルP89「災害用トイレについて」参照）

Q19

施設の備品は使用できるのですか？

A19

施設の備品が使えるかどうかは、施設管理者の判断によります。そのため、普段からの避難所運営についての話し合いの中で、あらかじめ施設管理者へ避難所の運営に利用可能なものを確認しておきましょう。

3 開設と運営の流れ

Q20

「避難所のリーダーである代表管理者」とありますが、誰のことなのですか？

A20

あらかじめ地域の方から選任するようにしています。ただし、代表管理者が不在の場合には、避難者の中から選びます。普段からの避難所運営についての話し合いや訓練の中で、あらかじめ確認しておきましょう。

なお、災害救助地区本部との連絡・調整、各班の管理及び指揮、基本事項の決定等を行います。

Q21

なぜ避難所管理組織をあらかじめ決めておくのですか？

A21

あらかじめ避難所管理組織に携わる人を決めておくことにより、発災後速やかに避難所を開設し、運営体制をつくることのできるからです。

Q22

避難所管理組織の班体制は、誰がどのように決めるのですか？

A22

代表管理者を中心に避難者同士で話し合っ決めて決めます。

避難者全員が協力して運営していくため、例えば看護の経験がある人には救護班に入ってもらおう等、それぞれの特徴を活かすことができるとより良い班体制をつくることができます。

Q23

避難所を開設したらまず最初にすべきことは何ですか？

A23

避難所運営チェック表を参考に、まずは施設の危険な箇所の確認や避難スペースの準備（通路の確保など）を行い、受付の準備を行いましょう。

次に、避難者から代表管理者や班長を選んで班を編成し、避難者数の把握や設備の使用可否確認、飲料水や食料の確保など、班ごとに活動しましょう。

（指定避難所運営マニュアルP34～「避難所運営チェック表」参照）

Q24
誰が避難所の鍵を開けられるのですか？

A24
施設により異なりますが、施設管理者、市職員又は地域で鍵を所有している方が解錠します。

Q25
誰が施設の安全確認をするのですか？

A25
災害救助地区本部委員、市職員又は施設管理者が避難所施設の安全確認を行います。
地震の場合、一時的に避難者にグラウンドなど屋外で待ってもらい、建物の状況をチェックする「建物被災状況チェックシート」を実施します。必要な場合には、応急危険度判定士の派遣について災害救助地区本部を通して要請してください。
風水害の場合は、浸水被害などの確認が必要です。
(指定避難所運営マニュアルP61「建物被災状況チェックシート」)

Q26
なぜ避難スペースのレイアウト作りが必要なのですか？

A26
避難者は、一度、避難スペース内で場所を決めてしまうと、移動してもらうことは難しいため、通路の確保や大まかなレイアウトについて避難者を受け入れる前に決めておくことが大切です。

Q27
なぜ受付が必要なのですか？

A27
避難所に入った後で、個々の情報を集めることは容易ではないため、食料等の必要数や支援を必要とする方の情報を最初に把握することが大切です。

4 避難者を受け入れた後の運営

Q28

「共同生活のルール」とありますが、どうやって決めるのですか？

A28

指定避難所運営マニュアルの事前準備編別表9「共同生活のルール」を参考に、避難所管理組織で話し合っ決めてみましょう。

Q29

「新聞の貼り出し」とありますが、どうやって入手するのですか？

A29

本市では、災害時に開設される避難所に無償で新聞を届けてもらう協定を結んでいます。避難所1か所あたり10部以上を原則として、可能な範囲で新聞を届けてもらえます。

Q30

「デジタル移動無線」は、どうやって使うのですか？

A30

デジタル移動無線に取扱説明書と番号簿を備えつけており、通常の電話と同様に、相手先の番号を入力することで通話ができます。

Q31

「災害用トイレ」や「食料」、「毛布」は、どこにあるのですか？

A31

各避難所には、防災備蓄倉庫を設置しており、食料や毛布などとあわせて資機材を保管しています。具体的な場所については、普段からの避難所運営についての話し合いや訓練の中で、あらかじめ確認しておきましょう。

Q32

災害用トイレは、どうやって組み立てるのですか？

A32

仮設トイレ（くみ取り式・下水道直結式）の中に組立説明書が入っており、手順を確認しながら組み立てることができます。

Q33

傷病者が避難所に来た場合、こういった対応をすればよいのですか？

A33

可能な範囲で応急手当をしてください。手当ができず移動可能な軽傷者の場合は、医療救護所（震度5強以上の場合には、市医師会が全市立中学校に自主的に開設します。）の受診を案内してください。重傷者等は、119番通報するか、地区本部（区本部）に移送を依頼してください。

Q34

より詳しく避難所運営について学んだり、訓練を実施したりするには、どうしたらよいですか？

A34

本市では、防災に関する講座・研修や地域防災リーダーの育成、避難所の訓練等を実施し、地域防災活動の支援をしておりますので、各区役所へご相談ください。

指定避難所運営マニュアル（概要版）に関するよくある質問（FAQ）

編 集 名古屋市防災危機管理局地域防災室

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

電 話 052-972-3591

策定年月 第一版 令和元年9月